

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

スポーツを核とした複合的なツーリズム展開事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県志摩市

3 地域再生計画の区域

三重県志摩市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

・志摩市への観光入込客数は、平成28年にG7伊勢志摩サミットが開催され、全国的に注目度が高まったことにより増加に転じ、以降順調に推移し、平成29年には平成25年以来となる年間400万人を突破した。しかし、月別の観光客数では、夏季には40万人以上の入込客数があるものの、冬季の入込客数が10万人代に落ち込む傾向は以前から変わっていない。

・スポーツ観光都市宣言以降、大規模なスポーツイベントを中心にスポーツツーリズムの振興を図ってきたが、イベントを中心とした推進であり、イベント開催時期が夏季に集中しがちであったことから、年間を通じた交流人口の増加につながっていなかった。また、イベント参加者数は、平成28年に約9,300人であったものが、令和元年度は約11,000人と増加しているものの、志摩ロードパーティや伊勢志摩ツーデーウオークなどの大規模なイベントは、平成29年よりほぼ横ばいで推移しており、参加者数が頭打ちとなっている。

・日帰り客と宿泊客の比率を見ると、交通インフラの発達などにより、年々日帰り客の割合が高くなっており、三重県の調査(※)によると、伊勢志摩地域における平成30年の宿泊客と日帰り客の消費額は約3.6倍もの差があり、地域経済にとってより大きい効果をねらうためには長期の宿泊促進が必要となっている。(※)三重県「観光レクリエーション入込客数推計書 観光客実態調査

報告書」

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3～5月の期間だけで損失額が約134億円と、観光産業は大きな打撃を受け、新型コロナウイルス感染症拡大の状況などにより、再び大幅に観光客が落ち込む可能性があり、先行きが不透明な状況となっている。そんな中、アウトドアや自然体験、サーフィンなどのオープンエアコンテンツがニーズの高まりを見せており、ウィズ・アフターコロナにおける、人々の価値観や生活様式の変化に対応した新しい観光地づくりや誘客手法が必要となっている。

・志摩市の産業の特徴は、地域資源を活用した観光関連産業の他、「御食つ国」として、豊かな食材を生み出す農林水産業があるが、高齢化や後継者の不在等の担い手不足や、令和元年度に発生した発生したアコヤガイやカキ等の大量へい死等、厳しい状況が続いており、担い手の育成・確保の他、環境の変化への対応や、様々な地域資源を掘り起こし、魅力の再発見、磨き上げなどに取り組んでいく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【背景】

志摩市は、「御食国として古くから朝廷に海産物を献上してきた歴史文化や伊勢志摩国立公園としての美しい景観など豊かな観光資源に恵まれ、国内外から多くの観光客が訪れ、観光のまちとして発展してきた。その中でも、これらの美しい景観や志摩ならではの自然環境を観光資源としてさらに活用すべく、平成28年4月には、「スポーツ観光都市宣言」を行い、スポーツイベントの開催を中心にスポーツツーリズムの振興を図っている。

また、第2期志摩市総合戦略においても、「自然、文化、食といった魅力ある地域資源の活用や、地域産業と結びつけた観光を展開するなど、観光地としての魅力を高める取り組みや情報発信のほか、観光客の受入環境整備などに積極的に取り組む」こととしており、地域資源を活用した観光施策や、地域で開催されるスポーツ関連事業への補助金の交付、施設のバリアフリー化や案内ツールの多言語化などの取り組みを実施している。

【将来像】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、価値観が変化し、地方の価値が高まる中、新しい生活様式に対応した形で、本事業において、志摩市の持つ豊かな自然環境を活用したスポーツなどのアクティビティや独自の文化・産業を活かした体験プログラム等を構築し、また、スポーツイベント以外にも、多様化する観光ニーズにも対応できるよう、スポーツをフックとした観光コンテンツの磨き上げを行うなど、市民協働で取り組むことで、地域のブランド力を高め、市民が誇れる観光地のまちとして確立させる。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021 年度増加分 1 年目	2022 年度増加分 2 年目
本取り組みにより造成したスポーツツーリズム等への市外からの参加者数(人)	14	30	40
プロモーションを行ったスポーツ関連事業数(事業)	4	8	10
造成したスポーツツーリズム等の事業数(事業)	1	2	2

2023 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
80	150
12	30
3	7

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③及び5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

スポーツを核とした複合的なツーリズム展開事業

③ 事業の内容

・ 1年を通じた観光誘客と観光客の長期滞在化を図るため、スポーツの多様な効果を活用したまちづくりや地域活性化、人材育成等を目的し、市内においてスポーツイベントの開催やレンタサイクル事業を展開している一般社団法人志摩スポーツコミッションが中心となり、スポーツを核とした地域の資源を活用した単なるイベントではない複合的なツーリズム事業を展開し、季節を限定しない観光商品を造成する。

・ 志摩スポーツコミッションにて、誘客のための充実したプロモーション体制を構築し、一元的に情報の管理と発信を行うことにより、ワンストップ型の窓口を整備し、効果的・効率的な情報発信を行い、夏のイメージが強い当地域のイメージの刷新し、閑散期の誘客を図る。

・ 新しい生活様式に対応した新たな観光を創出するため、市内の日本有数のサーフスポットを活用し、市民等で構成するサーフィン関係団体と連携し、動画制作により志摩市を「サーフシティ」としてプロモーションするほか、大会、合宿の誘致を行うなど、新たな観光活用を図る。

・ 観光商品化できていない地域資源について、ガストロノミーツーリズムを通し、地域の魅力の再発見と観光商品化を推進し、食の観光コンテンツとして磨き上げ、志摩スポーツコミッションが中心となり地域団体等と連携し新たな観光商品を造成するなど、スポーツツーリズムとの融和による観光誘客と地域産業の活性化を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業主体となる志摩スポーツコミッションは、「伊勢志摩ツーデーウォーク」や「伊勢志摩・里海トライアスロン」などの数千人規模のスポーツイベントの事務局を担うなど、関西圏・中部圏のスポーツ関係者にコ

ネクションや一定のノウハウを持っていることから、さらなる情報発信や窓口業務でのニーズの発掘を行い、安定的かつ効果的な誘客に取り組み、事業への参加者が増加することで同社の自主事業収入も増加し、自立化が図られる。

また、地域の資源を活かした新しい生活様式に対応した観光の推進により、地域産業の振興を図るとともに、地域ブランドの向上、新たな地場製品の創出などによりふるさと納税の増加につなげる。さらに、企業版ふるさと納税制度を活用し、支援を募り収入の増加につなげる。

【官民協働】

一般社団法人志摩スポーツコミッションが中心となり、単なるイベントの実施に留まらず、地域団体が主体となり組織する実行委員会などによる新たな地域資源を活用した観光商品の創出や、宿泊事業者との連携による新たなスポーツツーリズムの創出など、それぞれのノウハウを活用しながら有機的に連携することで地域一体となってスポーツツーリズムの推進に取り組む。

【地域間連携】

伊勢志摩地域で展開されているスポーツ関連事業や新たな生活様式に対応した事業と連携し、情報の共有・課題意識の共有を図りながら、地域の資源を生かした旅行商品等の提案やPRを行うことで、伊勢志摩ならではの着地型観光を充実し、長期滞在を図ることで、観光消費額が増大し、新たな投資を生み、地域の雇用創出が図れるよう取り組んでいく。

【政策間連携】

市の特色である豊かな自然環境、食文化などを活用し、新たな観光資源を創出するなど、市の魅力を最大限に引き出し発信することにより、単一目的でない体験型観光の企画や、ふるさと納税の増加、新しいモデルでの移住希望相談の受入れが可能となり、より効果的な雇用創出施策の展開につなげる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

- ・本市総合戦略を専門的かつ客観的な視点から審議する志摩市地方創生審議会（市条例設置）において毎年度7月に検証を行う。
- ・検証するためのツールとして、客観的データ（RESAS や各種統計等）を必要に応じて用いる。

【外部組織の参画者】

一次産業従事者（農業）、三重外湾漁業協同組合、一般社団法人志摩スポーツコミッション、株式会社志摩地中海村、環境省中部地方環境事務所伊勢志摩国立公園管理事務所、国立大学法人三重大学、皇學館大学、志摩市小学校長会、株式会社百五銀行、株式会社第三銀行、株式会社三重銀行、厚生労働省三重労働局伊勢公共職業安定所、松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社、楠井法律事務所、志摩市自治会連合会、市民（公募委員）

【検証結果の公表の方法】

効果検証を行う会議を公開で行うとともに、会議結果を市ホームページにて公表する

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 23,343 千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。